

第 185 回静岡県都市計画審議会案件概要

議案 番号	案 件 の 概 要	大臣 同意	頁	備考
1	岳南広域都市計画道路の変更 富士駅北口第一地区第一種市街地再開発事業の施行と合わせ、駅周辺の円滑な自動車交通を確保するため、3・4・20号富士停車場厚原線の約160mの区間を西側の現道へ振り替え、起点の位置及び延長を約4,370mに変更する。	—	2	道路
2	志太広域都市計画道路の変更 現行の技術的基準に則した道路構造に見直すため、3・3・28号志太中央幹線の内、約950m区間において幅員を変更する。併せて3・6・30号焼津藤枝線との交差部の構造形式を嵩上式から地表式に変更する。	—	6	道路
3	伊東国際観光温泉文化都市建設計画道路の変更 都市全体としての施設の配置や規模に関する再検証を行った結果、3・4・6号宇佐美駅前通線の全線を廃止する。	—	11	道路
4	中遠広域都市計画道路の変更 3・5・64号新田下宿線（森町決定）の廃止に伴い、当該路線と平面交差している3・3・3号森町袋井インター通り線ほか2路線について、交差部の隅切部分を廃止する。	—	15	道路
5	特殊建築物の敷地の位置 事業者の申請に基づき、御殿場市保土沢字芹沢1090番1他に設置する産業廃棄物処理施設の敷地の位置について、都市計画上の支障の有無を審議する。	—	19	建築基準法に基づく案件
6	特殊建築物の敷地の位置 事業者の申請に基づき、富士市大野字大野南110他に設置する産業廃棄物処理施設の敷地の位置について、都市計画上の支障の有無を審議する。	—	21	建築基準法に基づく案件
7	特殊建築物の敷地の位置 事業者の申請に基づき、焼津市利右衛門字天王1049番1他に設置する産業廃棄物処理施設の敷地の位置について、都市計画上の支障の有無を審議する。	—	23	建築基準法に基づく案件
報告1	次回（R7）の都市計画区域マスタープラン策定に向けた基本的考え方	—	—	
報告2	伊豆縦貫自動車道の都市計画決定手続きの状況	—	—	